（大正十四年十二月一日第三種郵便物認可）

昭和三年七月廿五日　THE TAIRASHIMPO　第六十六號　「一」

平新報

發行日毎月三回五ノ日發行
編輯兼發行人　山野邊庄吉
發行所　福島縣平町二丁目二番地　平新報社
廣告料　五號十二字詰一行一回五十錢　場所指定倍增
一部定價金十錢送料五厘

東洋道德　夫婦之道〔三〕

松尾淵龍

夫婦平等の實現

男性女性は、肉體に相違のある如く、天性智能の上にも長短の別あることは前述の通りであるが、この事實を冷靜に考へる時は、萬人共にそれの認識を否定することは出來ないであらう。この事實を肯定するならば兩性の間に尊卑の差を設くるのは公道ではないといふ事を了解するであらう。然しながら夫婦としての平等をば、いかなる風に現實に行ふべきか、實際に當りてはどの樣に取扱へばよいか等の問題に逢着する時、何れもその解決に苦しむであらう。

我々は、歷史の上に又は現實に、鬼をもひしぐ丈夫が、一度家庭に入れば妻に頭も上げ得ず、唯々諾々とその頤使に甘んじて、却つて嬉々として居るのを屢々見聞きするであらう。これが即ち、知らず識らずの裏に行はれてゐる自然の法である。造物者は、夫婦間の平等の實際的活用として、夫は精神を以て妻を尊び、妻は形體を以て夫を敬ふやうに命じてゐるのである。この法則の下に夫婦の平等は行はれ、長き人生の旅を相和して伴侶となる事が出來るのである。この事を更に反復して詳述すれば、夫は常に妻の心を尊重し、妻の心を以て我が心となし、至誠を以て妻に親切を盡さなければならぬ。斯の如くする時に、公道に叶ふ行爲であるから、女性の受動的特性を有する妻は、感激して死をも厭はない樣になつて來る。況や其他のものをやである。かくて夫婦は和和し、交情の密なることは百里の遠きに隔たるとも、精神は絶えず融合交通して夫の心は妻に感じ、妻の心は夫に通じ、室を同うする時と少しも變る所はない自我の心を徹して、我を忘れて彼を愛する時、そこに金石をも透る最大な强烈なる精神力を生じて、我と彼とを渾然たる一融合體と化するのである。夫たるものが正しき妻の心を心とするに何の不都合や矛盾があらう。正しき妻は、夫に不幸あれと願ふものではない。子孫に不幸あれと希ふ者もない。家庭に不祥來れと望む者もない、夫を想ひ子を愛し、一家の安寧を望んで、我が身を忘れるといふ美性を備へてゐる事が、妻として、母として、或は一家の主婦としての、正しい女性の天禀なのである。

男性が妻を精神的に敬するに對して、女性の男性を敬する道は外面に表れて來る。女性は形體を以て夫を敬しなければならない。形體を以て敬するとは、現に行はれてゐるやうに、坐臥進退の動作に表して尊敬する事である。例へば上座に夫を据ゑるとか、其他何事でも我より先にすゝめるとかいふ意味である。又夫の命の下に身體を使役するのもさうである。かくして夫婦は完全に平等であり得る。

然るに、かゝる所にまでその考へ及ばず、只外形上の形式のみを見て男尊女卑であるとの觀念を抱き、形の上の同等同權を主張する者があるとしたら、その過れる事は殊更に說く必要も感じて居る元始、封建時代の思想を抱き居る同胞が存的行動をなすに至つては萬形の男子である。これと終世を共にし得るものは、必ず男性的意氣なき、無智無能の性格者であるに相違なし。何となれば、聰明な、男性の意氣の勝つた人と夫婦になつた所で、同性反撥して到底永續する筈がない。

この點は、所謂新しき女權家の一考を要する所ではあるまいか。

社會の實相を見るに、心を以て妻を敬すべき夫が、悲しむべき事實によつて之を表顯することを屢々耳にするのである。人として死の次に忌み畏るゝものは、國法に觸れ、刑罰の身に及ぶことである。新聞紙の三面記事には、妻の心を滿足させんとして刑に觸るゝ夫は多いのである。之に反して、夫の心に滿足を與へんとする動機より、妻の法に觸れるものは非常に稀である。この事は、天禀の夫婦中等愛のの使用を過つた、悲しむべき行爲であるが、然し、夫は妻の心を尊敬する語つてゐる一現象である。身を守る爲に所持する名刀も、用ひ方に道を得なければ却つて身を刺す恐れが憚られて、靜に上つてから大なる反省せらん事を切に希望して止まない。

その他の事は、萬事以上の理を應用する事によつて了解される事と思ふ。

夫は氣を以て妻に下り、妻は形を以て夫に下る事は夫婦平等の自然の公道である。

（完）

自治新報祝賀會席上修羅の卷

無禮なり矣、醉漢、暴漢

高木鯨岡氏

酒は飲んでも酒に飲まるゝな

これで子弟の教養が出來得るか

猪勇揃ひ、湯本有志の醜態振り

『人は飲酒の程度を越すとそれとして人は修養の力に依り平常はその品格を持續し持續せんとして居るであらふが、一度アルコールが本性を現はし野獸民衆に對して、即ち對等以上の人に對しては萬上のものが弱者に對しての暴行、惡口に對しては默り居るを得んのである。殊に無抵抗なりしものに暴行を加ふるは私刑そのものである、此處にものするは筆者の目撃したこの立憲治下の今日吾人決して不問に附するを得ぬ。腕力行爲は、正れ即ち酒を飲まるゝのである。それ酒に飲まるゝ樣に成つて居るを得ぬ。腕力行爲は、必ずしも無當防衛か緊急避難の場合以外その行使を帝國法には認めて得ない、國と國との爭ひもこれ然りであつて此處に初めて日本帝國のプライドがあるのである、それは如何に酒の上とは申せ、人の心に少しでも不純なる惑の光りは五彩の綾を投げかけ、心を迷はす囁きは耳ものゝある時は、物の明鏡を覆つて精神を混亂に導いて行く。其他あらゆるものは、心の隙を見出して、五感を通じて入りこまうとしてゐる。かゝる時、夫は妻の心を以て自分の心を引締める喜びを密へて、心待ちに待つてゐるのである。夫はいと思ふ。それも筆者が抵抗せしならば喧嘩兩成敗にして社會的制裁をうけても甘んずる『彼の越の家に於ける惡口暴言して自ら喧嘩を買ひ、ヨロめいてうけし傷と同日に談すべきでない事を御斷りして置くが』此處に筆者が關係し居る事件なれば新聞公器を私のためにもちいたくはないが世間では何か筆者が暴行を働いた如く噂さし居る故に此處に眞相を發表せんとするものである。

時は去る七月十五日午后五時七分である、何が故に此の時を指すやと申すに破壞された筆者唯一の腕時計は五時七分でその廻轉を止めて居つた、こは大谷時計店で證明し、左腕の傷は藤沼醫師より治療受けし故判るであらふ、場所は湯本町

渡邊長作 氏宅で今回生れた磐城自治新報社の發刊祝賀會に筆者も招れて午前十時よりの案内でありつたが舊友木戸の松本傳衛氏來平せし故遲れて午后四時頃會場に臨んだ、出席員約五十宴正に酣であつた、先づ案内に連れて席についた

小泉宗雄 氏の側に所が○○氏は盛んに藝妓を相手に三味を引かせて居つた、所が醉漢

鯨岡誠裕 氏はにに寄り來りてその三味線を强奪してハタきつけた『斷つて置くが筆者は此の時二盃位の飲酒で酩酊して居らぬから何事も判然たる記憶がある』かくするうち宴會も終りを告げる事なのであらふ

木村德三郎 氏がロット『クジ』餘興として、を持參して引くべくすゝめた處が筆者の側に居た鯨岡氏がそれを鷲掴みになした。……これから活劇暴行は展開されたのである、木村氏『なせ一本だけ引かぬか』鯨岡『そんなものよせ』としてなか〳〵ハナさぬ……此處に於て兩氏間に言葉の質買あり、『面倒なり』と鯨岡氏が打つてかゝり人の入るありて一先づ元の座に歸された、鯨岡氏何と思つてか突如として膳部の椀や器物をほうりなげ初めその一つは筆者の右肩をかすめて筆者と對座せる

鈴木道太郎 氏の前に散下した、これに刺激されて此處彼處に數組の亂闘があつた、かくして再び木村氏が鯨岡氏の前に來るや鯨岡氏は木村氏を突き飛ばし木村氏の体は床を負ひ居る

高木巳之吉 氏に當つたこの刹那高木氏は何をと叫びながら右腕にて木村氏の頭部、肩部を亂打し此處に兩氏との立廻りとなり仲に入る人ありてやうやく沈靜した……故に筆者は高木氏に挨拶すべく同氏の前に座して盃をうけた、此の時小泉氏は高木氏の左に箱崎氏は右に居つた、所が高木氏が筆者に向つて

「おまへは不良記者、ゴマ記者だな」

と二回程繰り返す、小泉氏は『いやそういふ人でない』と否定した、筆者は飲酒の上何を吐くかとアマリ氣にも止めず默して居つたが數回の惡口となるにより、筆者オモムろに『高木さん如何に酩酊の上とは申せ、過言でせう、萬一不良の事ありともこの公開の席にて申すべきにあらず、況やあなたより筆者は不良と呼ばれ、ゴマと申さるゝ事がない、少しオだやかにして欲しい』との希望を述べた、處が醉漢高木氏は『何を生いきな』と叫びながら右腕をあげた、勿論筆者を打つ心算なのであらふ、其處へ

箱崎義一 氏來りて高木氏をおさへ半座向ふへ連れて行つたが高木氏は箱崎氏におさへられながら此の男は釜屋に許り出入し松柏館がどうのと喧嘩なら腕力で來い等と沈默の筆者に腕力行爲をすゝめて居る、其處へ

箱崎鶴松 氏が筆者の右側に座して筆者をなだめた、かくして何人の發聲か筆者らの後部の方で自治新報社の萬歲を唱へたので其の座を辭して歸平すべく勝手へ來り居つた處暫らくして猛犬が遊鶏を追ふ樣に高木氏が

追ひかけ來り『なせおまいは萬歲を唱へぬか』此の野郎と罵りながら高木氏は筆者の左腕を右腕にて强く掴み、ゴリ〳〵こすり初めた……洋服のボタンがけのため大分痛かつた……耐へたがどう〳〵筆者の左腕上部を腕時計とともに快挫した、その折數人來りて筆者の兩手上部をおさへつけた、亂暴する高木氏をおさへず、暴力行爲の意志動作なき筆者を何が故に

湯本の人々 はおさいたか、これ即ち高木氏をして態々筆者をおさいつけて暴力を加へせしめたものである、兩手をおさいられつゝある筆者は高木氏の左手にて六回程右頭部を强打されたが忍び居つた、漸くして高木氏は數人に連れられて座敷に立ち返つた筆者も自由にされた出席の湯本町有志諸氏は何か筆者が亂暴でもすると考へたのか筆者が高木氏につかめられた折、○○氏が『なぐつて了へ』と

勢聲をかけ て居つたのを耳にした、兎に角歸平すべく、靴をはいた處が

矢吹庄司 氏や井坂千代松氏等が筆者に再び元の座へ歸るべくすゝめる『君にこのまゝ歸られては』と然し筆者は答へた『あんた方がどうしても戻れと申すなら戻らぬでもない、然し戻れば僕として決心がある、高木氏にその暴行を質して理由が立たず又衝突して暴行をうけば今度は筆者は正當防衛として逆襲の意志を以つて決死的行爲をとるがそれでも良いか』どかくして歸平したのである。

如何に酒の上とは申しながら相當の地位と年齢に在る人々が祝賀會に臨みてのこの亂暴振り殊に平より行つた唯一の客『筆者』に『勿論立憲の小泉氏も出席して居つたが義一氏は立憲新報の元社員なれば筆者の關係より密接なる筈である』暴行をなす非紳士振りには、アキれざるを得ぬ、何がために高木氏より暴行、傷害をうけねばならぬか、判斷に苦しむのである、而して後日この無禮と暴行をなして謝罪の一言もなさざるに於ては彼高木氏はまるで暴漢そのものである、鯨岡氏は筆者に傷害の意志あつて器物をなげつけたかどうか知らぬが事實かくの如くである。

ある人は言ふ、狂犬に嚙まれたと思つてあきらめよと動物なら動物として告訴も出來まい、然し高木氏はいやしくも元縣會議員前湯本町長の榮職にあつた人、如何に×オをなし、×××ボ事件等を起す人ではあるが第三者他人に向つて暴行を働らく狂人とは思はぬ、故に此の眞相を掲して氏の反省を促すものである、引いては世の酒亂者に向つて三省を求むるものである。

酒をのむな、禁酒せよとは言はぬが酒に飲まれて祝ふべき會場を自己の憤怒のため亂闘の場所たらしめるならば初めより出席せぬがよろしい、筆者はいやしくも祝儀迄つゝんで旅費と時間を消して出席する以上衷心より新しく生れた同業自治新報の創刊を祝せんがため出席せるものである、あの折萬歲を唱へぬからとてそれは筆者一人であるまい。

高木氏たるもの內省深觀一番を要す、いづれが不當なりしや筆者は同業として出席せるものである、現在に於て高木氏と箱崎氏との關係は筆者と箱崎氏との關係より親密であらふと思ふ、然らば氏等は遠來の客を遇せねばなるまい、然るに惡口、暴行次ぐに傷害器物毀棄に至つては言語同斷の限りと申さねばならぬ、氏等は筆者を弱きものと卑下するであらふ……が如何に小なりとも六十を越えた高木氏と闘つて負けを取る如き弱な身心は持たぬ筆者には決して對抗の意志がなかつたのである、主人側たる渡邊長作氏等の立場を考慮して、忍び難きを忍んだものである。

讀者諸氏、この件は不幸にして筆者が被害者なるため公器『新聞』を割いて私事をものすとの批判あるかも知らぬが物事は体驗せし事ならでは眞相を報じ得ぬ、故にこんな人權蹂躙事件はいくらもあるが筆者が犧牲となり此處にこの眞相を報じて世の酒亂者、暴行者に猛省を促すものである、物事は公平に對者の地位に立つて批判すべし諸氏が被害をうけたとしてである要は何事もキャラクターメーキングでなければならぬ、世に長たらんとするもの、金力で服せしめようとせば其處に無理がある、心せよ、財や肉を服しても心のみは奪ひ得ぬ事を、筆者は此際親族緣者等とは眼中になく、又口にすべきにあらず親しき仲にも禮儀あるを知らずや、彼等が金、力を以つて來らば我れは啻々唯一の財產たる新聞即ち筆を以つて對抗するより外他に術がないのである。

『十九日記』

霜降小倉學生服特賣
六、七才向　金一圓也
八、九才向　金一圓十錢
十才位向　金一圓貳十錢
十一二才向　金一圓三十錢
十二三才向　金一圓四十錢
なかや洋服店　平貳（電話二〇三）

理化學研究所製吸入用酸素・酸素吸入器
優良ナル理研ノ酸素ノ御用意ヲ
平町四丁目　關內藥舗
藥劑師　關內榮助　電話四〇番

內科、小兒科、皮尿科　藤沼醫院　平町紺屋町　電話五〇七番

×光線科　吉田耳鼻醫院　平町南町　電話一二九番

平町田町　高久病院　電話五一三番

磐城本湯　泉水館　松柏館　電話五番

不思議な滋强靈液　養命酒
本酒を用ひて適切に靈能の分る人々
發命酒は酒にして酒に非ず藥餌用として御婦人にも用ひ易く强力なる榮養素は惡疫を豫防し萬病を撃退する眞に健康の好伴侶なり榮養を貴ぶ人は勿論殊に結核素質者○胃腸病○神經衰弱○精力減退○貧血性○不眠症○病後衰弱○婦人病ヒステリー○勉强又は激務に疲れ易き人○健康者朝夕の一杯元氣旺盛其他慢性諸病に惱み醫藥に効なき方は論より證據先づ一瓶を試み其眞價を知り御愛飲あらん事を御薦めいたします
▼大瓶　五八〇瓦入　金貳圓
▼中瓶　四〇〇瓦入　金壹圓五拾錢
▲四季の御進物用又は病家の御見舞品として最も好適で御座います
發賣元　信州　天龍館東京支店
平町五丁目
代理店　山野邊藥局
藥劑師　山野邊東次郎

新築造營中の縣社子鍬倉神社

二十八日上棟式擧行

式は古式に則り莊嚴を極む

平町揚土臺鎭座縣社子鍬倉神社は工費約十萬圓を以て昨年十月起工新築中の所來る本月二十八日上棟式を行ふ事となり、當日の祭儀には同社殿考案の文部省囑託宗教局古社寺專門塚本慶尙氏を初め工事現場主任技師大熊忠一氏及び町長町議社世話人氏子總代等參列の上午前十時に式を初め棟梁總代佐々木喜平氏棟札奉奠から四方祭の儀に移り五穀並びに神酒を供ひ次最上棟槌打の神々鳴弦撒錢撒餅棟札の受授に至る迄總　古式に則り莊嚴なる儀式執行さるゝが拜殿の建築仕樣を上ぐれば單層入母屋造。向拜大唐破風。左右縋破風附。桁さるゝ事になつて居る、同行四十二尺五寸。梁間廿二尺五寸。向拜十五尺。出十二尺屋根銅板葺である、因みに上棟式の次第は左記の如くである。一、修祓二、降神三、祝詞四、上棟の儀五、玉串奉奠六、昇神等である、因みに今回の造營への寄附全人員壹千參百名にして金額氏名左の如く。

縣社子鍬倉稻荷神社造營寄附金及寄附人名調

參千五百圓　山崎興三郎
全　五　諸橋久太郎
壹千圓　紺　白井博之
七百圓　三　磐城銀行
全　六百圓　平銀
五百圓　二百澤易
全　一明智淺吉
全　二鈴木堅助
全　三大津賀善吉
全　四久野又次郎
全　四柏原幸次郎
全　四猪狩庄平
全　紺田由三郎
全　吉田恭平
全　山崎勇次郎
全　酒井ツサ
全　根本
參百五拾圓二
全　永山和平
全　久目叶田鉾治
參百圓　北叶田
全　一聰崎眞常松
參百圓　二三井正一
全　二關內
全　二谷口仁太郎
全　三大谷久藏
全　四丸山慶治
全　新諸橋國松
全　中野勇吉
全　南芹澤忠次郎
全　材阿部太平
全　長小野園次郎
紺　青天目源一郎
田　高久忠
南　白志賀房吉
南　磐越銀行
全　揚市原卯太郎
全　阿部政右工門
全　土山部正勇
（以下次號）

例により磐城中學校同窓會は來月十日母校に於て開催ふと見られて居る。

例に依り八月十日は磐中同窓會

現役員任期滿了　何人が會長に選ばるか

例により磐城中學校同窓會は來月十日母校に於て開催ふと見られて居る。

訂正　本紙前號所載の事業と人物中不動澤炭礦とあるは杉山炭礦の誤りにつき訂正す。

例により磐城中學校同窓會は來月十日母校に於て開催ふと見られて居る。

磐中關係の講習と見學

水泳講習會

例により磐中主催にて水泳講習會が本二十五日より三十一日迄一週間小名濱築港內に催さる、講師は磐中教頭山崎光雄氏と齋藤竹松氏である。

受驗講習會

磐中同窓會主催にて第五回受驗準備夏季講習會が昨廿四日より開かれて居る、期間は八月六日迄十四日間毎日午前七半より十一時半迄で課目は數學、英語、國漢にして講師は磐中教諭山崎宣吉氏外數名。

軍隊見學

磐中では去る二十一日より本二十五日に至る五日間軍隊見學をなした、その日程の大要左の如くで頗る意義あるものであつたと、

◆廿一日、午前中驛出發廠舍著、翁島御別邸拜觀◆二十二日、磐梯山登山、小哨夜間演習『接敵夜襲』二十一日兩日とも翁島廠舍宿泊。◆二十三日、宿營移軍旗の奉拜、入舍歩兵各種兵器見學、『操法ヲ含ム』小隊攻擊戰斗

◆二十四日各個教練包射擊白虎隊遺蹟及東山附近の見學、右兩日とも歩兵二十九聯隊兵營泊◆二十五日同兵營出發歸校。

縣下中等學校體育大會

九月磐中校に

磐城中學校柔道教諭橋本芳太郎氏と同劍道教諭水谷泰氏は去る十七日若松行十八日歸校せるが右は來る九月つき昨年若松に開催の模樣九日磐中校に於て縣下中等學校體育柔劍大會を開催に

話耳目

◆民政黨では不法檢束、人權蹂躙の問責演說會を○○○の注意により止めた由であるが○○が止めさすべきものか又、民政黨として何も磐銀批判演說會であるまい、そを平銀がそが演說會開催を嫌忌して居つたとの事であるが何故に人權擁護のためなるに、とめねばならぬか、こんな事なら初めからビラ等張りてのカラ騷ぎせぬでもよからふ。

◆山野邊、安藤兩辯護士其他が不法檢束暴行をうけたとし伊藤警部補以下數警官を相手に告訴を去る十七日提起した、此の際民政黨は別として平には辯護士會ある筈、その會が默して居るは理屈屋としての辯護士さん達として一種の奇觀である他地ならば平常の私怨競爭をすてゝ同業者地位擁護のため奮起するものであるがオカしな事ではある

◆大和田、小泉兩氏が筆と口と異にせねばならぬともものしたが口と腹と異にするとは書かぬ小泉さん誤解ない樣に、筆者はいくら千里眼の明ありとも人の腹迄見拔く事は出來得ぬ、但し、口は聞き筆は紙上で見て居ります、それだけの活きた耳と目は持つて居る心算です、

◆筆者が湯本にて侮辱をうけた事は私の一箇の問題でない、「平新報」を生命ともし唯一の財產と信じて居る筆者は平新報の立場から眞相を發表してしたね、そう東北辯で宮城御出身でした筈、府會議員をなさつて居る事は時折郵達さるゝ錦地の新聞で承知して居りました平、麻生川氏等磐銀株を賣大分大多忙の由で『句作却したとの事であるが事實の閑も無之』との事、先ですか。『S生』生は俳號を士斌と申しま『答』永山和平氏が賣つた事したね、御力作中◆『ヨは同氏長男勇吉氏から聞いボ』は通俗、鮮人男を差て確めて居りますが、草野すのですが對者を呼ぶモ麻生川氏等が賣つたとはシ〳〵の事でしたね、然耳です、それは元平町に居し此處は鮮人の事でせうつた松本正春とかいふ今小

◆温突は內地になく說明すればながくなるが人の寢起する温室でせうかなたくありません。

◆オモニーは母の事、そうでせう先生、筆者鮮土より歸省して早や三年有半、感概無量、その思ひ出筆致の良くし得ません

右鮮語の說明から紙上を借りて『山野邊生』

士斌先生の近作

朝鮮群山引地士斌

◆軒下にヨボのゴロ寢や天の川
◆温突の崩れかゝりて蝸牛
◆鷺飛んで家は少なき稻田かな
◆驛に積む米の俵や雪淡し
◆オモニーの背に眠る兒や夏暑し

作御笑覽に供す』との事で數日前寄せられたものであるが實際引地先生の御面影も忘れかけて來た封書に新興洞で！なる程あそこが新興洞でしたね群日記者時代良く御伺ひして御意見を承つた所辯護士正七位勳六等引地寅治郎と何でも先生は判事をつとめられた事ありま

川村に居る人に質して下さ川村に居る人に質して下さ

物事には順序有之者と存じ候

山野邊眞立

本紙一面記載の通り拙者が湯本に於て高木巳之吉氏より加害された件につき藤沼平次郎、小泉宗雄、鈴木道太郎の諸氏が兩者間を和解さすべく崎義一、御配慮被下候も高木氏に其誠意を認め得ず事此處に及びたるものに有之候、高木氏に若し眞に悔悟と謝意あらば何が故に自發的に自ら來平して善處せざるや、然るに湯本に被害者を呼び寄せ御馳走政策を以つて高所に止つて居るが如き甚だ對者を卑下し居る者とに有之、物事には順序あり、そう簡單なるものには無之と存じ候、兎に角、拙者生れてより公開席上にて暴行を加ひられたるは初めてに有之候、拙者が諸氏の言に屈服せず事此處に及びし故湯本有志が今後坑せんとするならば何時たりとも應戰の意有之事を小生實家に迄及ぼす如きは諸氏は無策の愚と今より紙上を以つて斷り置き候。

參錢ポスト　讀者の聲

紙上匿名は自由ですが投書は住所姓名明記して下さい。

『問』近來平町に××××と電氣治療をなして居るもの居る電話は佐藤四郎の名義になつて居る由ですが事實か『答』勿論診察して治療するならば立派に醫師法違反ですが、然し診察料はとつて居らぬと思ひます、詳細の答は其筋に紹介か又は調査の上確答します。

『問』草野順平氏宅で使用し電話は佐藤四郎の名義になつて居る由ですが事實か『答』確答しません。

『問』近來平町に××××と電氣治療をなして居るもの居る